

第21回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社イノベーション

事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.innovation.co.jp/ir/>) に掲載し、株主の皆様提供しております。

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度において職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年7月15日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、当該新株予約権は2020年10月7日をもって行使が全て完了しております。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年7月15日
新株予約権の数（個）※	3,795個
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式の数（株）※	普通株式 379,500株（注）3, 4
新株予約権の行使時の払込金額※	当初行使価額 1株当たり5,270円（注）5
新株予約権の行使期間※	2020年8月3日から 2023年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	（注）6
新株予約権の行使の条件※	本新株予約権の一部行使はできない。（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 新株予約権の発行時（2020年7月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

（1）本新株予約権の目的となる普通株式の総数は379,500株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）が修正されても変化しない（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価

額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権者による本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第(4)項に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度：本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、本欄第(2)項に記載のとおり修正される。
- (4) 行使価額の下限：3,162円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項による調整を受ける。)
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は379,500株(2020年3月31日現在の総議決権数19,979個に対する割合は18.99%)、交付株式数は100株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第(4)項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,210,498,740円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第(1)項を参照)。

3. 本新株予約権の目的となる株式の種類

本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

なお、単元株式数は100株である。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は379,500株とする(交付株式数は、100株とする。)。ただし、本欄第(2)項乃至第(5)項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(1)項第①号に定義する。)が調整される場合(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第⑤号に従って下限行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)項第②号に定義する。)のみが調整される場合を含む。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、同項第⑤号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に同項第②号又は第④号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 本欄第(2)項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第②号、第④号又は第⑤号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第②号d.に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。
- ② 行使価額は、当初5,270円とする。ただし、行使価額は本欄第(2)項又は第(3)項に従い、修正又は調整されることがある。

(2) 行使価額の修正

- ① 本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- ② 「下限行使価額」は、3,162円(ただし、本欄第(3)項による調整を受ける。)とする。
- ③ 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

(3) 行使価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項第③号b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- b. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日

又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- c. 本項第③号b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものととして本b.を適用する。）調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。ただし、本b.に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。
- d. 本号a.乃至c.の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第②号d.の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第②号b.の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確

- 定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- d. 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ④ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき（ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第（2）項に定める場合を除く。）。
- b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤ 本項第②号の規定にかかわらず、本項第②号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第（2）項①号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- ⑥ 本項第①号乃至第⑤号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみ調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な行使株式数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。なお、当社は割当先との間で、割当先が、本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定できること（以下「行使停止指定条項」という。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めたファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」という。）を締結した。
8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

2. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,300千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年10月19日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。また、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて必要な整備を行うこととしており、直近では2020年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり見直し、決議いたしております。

(1) 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ②リスク管理を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ②取締役、監査等委員その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。

- ②取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役社長）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ②リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査等委員会にて報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。
- ②当社の内部監査室は、当社グループの内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。
- ③当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
- ④監査等委員は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員がその職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査等委員に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
- ②当社は、監査等委員へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

- ③取締役は、監査等委員が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べる可以保证する体制を確保する。
- ④取締役は、監査等委員が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査等委員を常設する。

(8) 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他の監査等委員の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、監査等委員と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。
- ②取締役は、監査等委員が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。
- ③取締役は、監査等委員が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

- ①当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係を一切遮断することを基本方針とする。
- ②反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、企画管理ユニットが対応を一元管理し、「反社会的勢力対策規程」に基づき、的確に対応する。

3-2. 業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

当社は、2019年6月21日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役の監視・監督の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公平性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下の通りであります。

当事業年度において、取締役会は19回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。

当事業年度において、監査等委員会を15回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

内部監査室は、「内部監査計画書」及び「内部統制計画書」に基づき、当社の内部監査を実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

（自 2020年4月1日）
（至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	348,059	327,469	299,096	△39,968	934,656
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	9,749	9,749			19,499
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	633,420	633,420			1,266,841
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			293,358		293,358
自 己 株 式 の 取 得				△97	△97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	643,170	643,170	293,358	△97	1,579,600
当 期 末 残 高	991,229	970,639	592,454	△40,066	2,514,256

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	—	—	—	934,656
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)				19,499
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,266,841
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				293,358
自 己 株 式 の 取 得				△97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△276	△276	17,407	17,131
当 期 変 動 額 合 計	△276	△276	17,407	1,596,732
当 期 末 残 高	△276	△276	17,407	2,531,388

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社 Innovation & Co.、株式会社 コクリポ（現 株式会社 Innovation X Solutions）、株式会社 Innovation IFA Consulting

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社 Innovation IFA Consultingは、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

株式会社 Innovation M&A Partners

連結の範囲から除いた理由

当該非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社 Innovation M&A Partners

持分法を適用しない理由

当該非連結子会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

イ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間の均等償却を行っております。

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に3. 会計上の見積りの開示に関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 39,029千円

ソフトウェア 36,907千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の連結子会社である株式会社コクリポ（現 株式会社Innovation X Solutions）について、取得時に検討した事業計画において想定していた収益が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、中期事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引いて算定しております。

中期事業計画を策定する上で様々な仮定を用いておりますが、主要な仮定は売上高の中期成長率であります。

見積りに用いた仮定が、将来の不確実な経済状況及び当社の経営環境の影響を受け見直しが必要となった場合、追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を2019年5月より導入しております。

①取引の概要

当社は、従業員に対し職位、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、39,893千円、47,100株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	25,852千円
----------------	----------

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都渋谷区	—	のれん	39,029

当社グループは、継続的に損益の把握を行っている管理会計上の部門を基礎としてグルーピングを行っております。

当社の連結子会社である株式会社コクリポ（現 株式会社Innovation X Solutions）について、取得時に検討した事業計画において想定していた収益が見込まれなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引いて算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2,392,600株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 22,200株

(4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	47,159	29	—	47,188

(注) 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式（47,100株）が含まれておりません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等に限定し、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。当社は、デリバティブ取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払費用及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

イ. 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各ユニットからの報告に基づき企画管理ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持をすることなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。(注3)をご参照ください。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,997,781	1,997,781	—
(2) 売掛金	500,532		
貸倒引当金(※)	△397		
	500,134	500,134	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	199,784	199,784	—
資産計	2,700,999	2,700,999	—
(1) 買掛金	164,250	164,250	—
(2) 未払法人税等	146,837	146,837	—
(3) 未払費用	138,912	138,912	—
負債計	449,999	449,999	—

(※)売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,997,781	—	—	—
売掛金	500,134	—	—	—
合計	2,497,915	—	—	—

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場株式)	6,600
非上場株式	20,115
投資事業有限責任組合への出資	46,659

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,079円	29銭
(2) 1株当たり当期純利益	135円	27銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
			繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	348,059	327,469	327,469	250,609	250,609
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	9,749	9,749	9,749		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	633,420	633,420	633,420		
当 期 純 損 失				△58,927	△58,927
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	643,170	643,170	643,170	△58,927	△58,927
当 期 末 残 高	991,229	970,639	970,639	191,682	191,682

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△39,968	886,169	—	—	886,169
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)		19,499			19,499
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		1,266,841			1,266,841
当 期 純 損 失		△58,927			△58,927
自己株式の取得	△97	△97			△97
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△276	△276	△276
当期変動額合計	△97	1,227,314	△276	△276	1,227,038
当 期 末 残 高	△40,066	2,113,484	△276	△276	2,113,207

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 子会社株式

移動平均法による原価法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

詳細は、連結注記表 4. 追加情報をご参照ください。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,758千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 251,558千円

短期金銭債務 2,701千円

長期金銭債権 50,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 706,255千円

営業取引以外の取引（収入分） 1,153千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	47,159	29	—	47,188

(注) 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式（47,100株）が含まれておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
ソフトウェア	30,670
未払費用	16,341
未払事業税	2,401
株式給付引当金	1,346
子会社株式	22,307
その他	4,208
繰延税金資産小計	<u>77,275</u>
評価性引当額	<u>△30,632</u>
繰延税金資産合計	46,643
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△74</u>
繰延税金負債合計	<u>△74</u>
繰延税金資産の純額	<u>46,569</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の名称	議決権等の所有割合/被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 Innovation & Co.	所有 直接 100.0%	・ 役員の兼任 ・ 管理業務委託等 ・ 事務所の転貸	管理業務委託	615,162	未収入金	91,958
				資金の貸付	100,000	短期貸付金	100,000
				利息の受取	1,010	—	—
				家賃の受取	25,613	前受収益	1,987
	株式会社 Innovation IFA Consulting	所有 直接 51.0%	・ 役員の兼任	資金の貸付	50,000	長期貸付金	50,000
				利息の受取	142	—	—
株式会社 Innovation M&A Partners	所有 直接 66.0%	・ 役員の兼任	資金の貸付	50,000	短期貸付金	50,000	
			利息の受取	0	—	—	

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針
 ① 管理業務委託料については、役務提供割合に応じて費用負担額を決定しております。
 ② 賃借料については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
 ③ 資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 901円 00銭
 (2) 1株当たり当期純損失 27円 17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。